

一般社団法人日本サーフィン連盟 公認大会開催要項（2014 改正）

（目的）

第 1 条 この要項は、一般社団法人 日本サーフィン連盟（以下「連盟」と称する。）が承認する公認大会（以下「大会」と称する。）を開催するにあたり、必要な事項を定める。

（開催準備事項）

第 2 条 大会会長及び大会主催者は大会開催にあたり、以下のことに十分配慮するものとする。

- (1) 大会開催の会場、時間、気象、海上及び波の状態の適正について
- (2) 参加選手の安全確保について
- (3) 参加選手の健康確保について
- (4) 開催場所における地元関係者との調整について
- (5) 開催場所における関係機関との調整について
- (6) 緊急時における連絡体制について
- (7) その他、目的を達するに必要とされることの準備について

（開催遵守事項）

第 3 条 大会開催にあたっては、以下を順守するものとする。

- (1) 大会名称には、「一般社団法人 日本サーフィン連盟公認大会」を付記する。
- (2) 参加の人数に応じた役員等の準備及び配置を行う。
- (3) 選手からの意見やクレームに対応可能な体制を整える。

（実施申請等）

第 4 条 大会開催にあたっては、別紙の「公認大会の公認手続き」により実施をするものとする。

（その他）

第 5 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 この要領は、平成 18 年 11 月 15 日から施行する。
（理事会承認 平成 18 年 11 月 14 日）

附 則 この要領は、平成 26 年 11 月 12 日から施行する。（最終改正）
（理事会承認 平成 26 年 11 月 11 日）

公認大会の公認手続き

公認大会の条件を以下のとおり定める。

1. 公認大会の申請

- (1) 大会主催者は開催地となる支部、また支部長の了承を得た上で大会公認申請書を本連盟事務局へ提出すること。
- (2) 公認申請する場合には連盟事務局へ連絡し、現在の申請状況等を把握し、事前に日程調整に配慮すること。また、公認申請が同地区で重複した場合には、主催者間で調整を図ることを原則とする。
- (3) 公認申請は必ず大会開催日の3ヶ月前までに行うこと。ただし、申請日から開催日まで3ヶ月以内の場合、大会申請は可能とするが、他大会とのバッティングは不可とする。
- (4) 1月以降に開催予定の公認大会は、前年10月1日より受け付けるものとする。ただし、公認の決定は次年度主催大会の日程発表後とする。
- (5) 公認の承認は、公認大会審査員による審査を経て本連盟の理事会で決定する。なお、開催地の支部長の了承が得られていない場合や公認条件が整わない場合は審査を保留するものとする。

2. 公認の条件

- (1) 選手の募集はアマチュアを対象とし、本連盟会員(正会員・オープン会員)を原則とすること。複数のクラスを設定等している場合には、半数以上が本連盟会員となるように募集人員を設定すること。
- (2) 申請時のエントリー数と実際のエントリー総数に大きな相違がある場合には、大会ランクを降格する場合がある。なお、選手募集にあたっては、大会ランクが降格される場合がある旨を募集用紙(エントリー用紙)等に記載するなどし、事前に周知を図ることとする。また、申請受理後に大会ランクを変えることは原則禁止とする。
- (3) 予備日を設ける場合は事前にその日程を確定すること。なお、予備日が他の公認大会と重複する場合には、エントリー費の返却等を含めた対応を事前に選手へ公表すること。
- (4) 予備日は1大会につき1予備日のみとする。予備日も含め大会開催日は年度ポイントとなる期間内に、原則、設定すること。
- (5) 大会開催に際しては保険を適用すること。(主催者保険、傷害保険等)
- (6) 大会主催者は大会(終了後も含む)における選手及び関係者からのクレーム等に責任と誠意をもって対応すること。
- (7) 大会規模は原則100名以上とし、単独種別において実施する大会(ボディボードのみ、ロングボードのみの大会等の実施)は原則50名以上とすること。なお、大会規模等については後記のとおりとする。
- (8) ポイントランキング対象大会とする場合は選手の募集に地域制限を設けてはならない。また、ポイントが付加されるクラスは種目別・男女別・年齢別(正会員年齢別クラス)の最上位のクラスのみとする。

- (例：ショートボードでAクラス、Bクラスがある場合は、Aクラスのみがポイント対象となる)
- (9) AAA ランク大会の開催を計画している申請者は、理事会へ開催の協議申請をすることができる。公認にあたっては、大会規模、開催場所、日程、大会設備、支援体制及び公認料等の条件を総合的に判断するとともに、今後の効果等を検討し、理事会で決定する。また、協議には相当の期間を要するため、6ヶ月前までには協議申請をすること。
- (10) AA ランク大会開催のバッティングは同日2大会を上限とし、公認するものとする。A ランク、B ランク大会の上制限は設けないものとする。
- (11) AA ランク大会を開催する場合は、多数の申込があることが予測されるため、人数制限や受付の優先順位(先着順など)を事前に周知し、エントリー数の調整を図り、円滑な大会実施に努めること。
- (12) ヒート時間は原則15分とする。(波の状況により12分~18分で調整すること)
- (13) 大会のヒートフォーマットは、連盟事務局から提供される基本形式(データ)を必ず利用し、変更してはならない。当初の予選は4ヒート、計12名以上で実施し、準決勝は2ヒート、決勝は1ヒートにより順位を決することを条件とする。人数不足等により当条件が満たされない場合は、そのクラスのキャンセルもしくはポイント対象から除外するなどの対策を講じるようにすることとする。また、ポイント対象の条件が満たされない場合は、選手に必ず事前に告知をすること。
- (14) 選手の順位付け等は以下の条件とする。
- ノーライドの選手がいた場合はそのヒートの最下位の順位とし、当ヒート最下位のポイントを付加する。ノーライド選手が複数いた場合も同様とする。ただし、ノーライド選手に順位がつき勝ち上がらせることが可能な場合はこの限りでない。
- (例：3人ヒートのうち1人が欠場等で、2人ヒートで1人がノーライドの場合など)
- 一方、ノーライド選手が2名以上で勝ち上がりが不可能な場合には、そのヒートの最下位の同一順位とし、最下位のポイントを付加する。
- (例：3人ヒートで、2人がノーライドの場合など)
- (15) 翌年度のポイントランキング対象期間となる10月1日~12月31日の公認大会に関しては、次期の基準日における年齢により出場クラスが変更となる選手がいるため、ポイント対象クラスはオープンクラスでの開催を条件とする。
- (16) 競技実施にあたっては、連盟の競技規定を順守することを条件とする。

3. 大会会長及び大会主催者

- (1) 大会会長は、大会が円滑に実施されるよう配慮すること。
- (2) 大会主催者は、選手募集から終了に至るまで安全管理に配慮するとともに、円滑な大会運営に努め大会の全責任を負うものとする。
- (3) 大会主催者は、選手募集及び競技運営にあたっては、公平性を期すように配慮すること。
- (4) 大会会長は、大会主催者と兼務することができるものとする。

4. コンテストディレクター

- (1) コンテストディレクターは円滑な大会運営に努め、競技運営に関する責任を有するものとする。
- (2) コンテストディレクターは競技運営にあたり、適切な指示を行うとともに公平性を期すように配慮すること。
- (3) コンテストディレクターは波の条件が公認大会にふさわしくないと判断した時に、大会主催者に公認の取消しを進言する権利を有すること。
- (4) 波、その他の条件がサーフィンに適さず、生命に危険を及ぼしかねないと判断したときには、大会主催者と協議の上で大会を中止もしくは延期する権利を有すること。
- (5) コンテストディレクターは、運営委員長と兼務することができるものとする。

5. ジャッジ委員長及ヘッドジャッジ

- (1) ジャッジ委員長及びヘッドジャッジは、NSA公認のA級もしくはB級のジャッジを採用すること。
- (2) ジャッジ委員長は波の条件が公認大会にふさわしくないと判断した時に、コンテストディレクターに公認の取消しを進言する権利を有すること。
- (3) ジャッジ委員長は波、その他の条件がサーフィンに適さず、生命に危険を及ぼしかねないと判断したときには、大会主催者及びコンテストディレクターと協議の上で大会を中止もしくは延期する権利を有すること。

6. ジャッジ

- (1) ジャッジは1ポイントにヘッドジャッジ1名、パネルジャッジ3名以上で審査可能なように配置すること。
- (2) ジャッジは本連盟の公認ジャッジを採用すること。ただし、地域実情等の止む得ない事情による場合は、この限りでない。

7. 運営委員長

- (1) 運営委員長は、円滑な競技運営に努め、役員 of 適正に配すること。
- (2) 運営委員長は、運営に支障がある事態が発生したとき、または、周辺で人命に関わる事故等が発生した場合には、コンテストディレクターと協議の上で大会を休止、中止もしくは延期する権利を有すること。
- (3) 運営委員長は、大会参加者の救護体制及び緊急連絡の方法を事前に準備すること。

8. 大会の結果報告

- (1) 大会結果は提供された形式(データ)に入力し、大会終了後の1週間以内に電子メールもしくは電子媒体で連盟事務局へ提出すること。
- (2) 大会結果を選手ポイントに速やかに反映させるため、選手の会員番号、所属支部、保持級等(大会開催日の50日前までに取得したもの)を正確に記載して提出すること。

9. 関係諸官庁等への手続き

主催者は大会関係要項を必要な関係諸官庁ならびに地元団体に提出すること。

10. 公認料

主催者は大会公認料として、次に定める金額を連盟に支払うこと。また、支払いは、大会終了後に連盟から請求書を発行するものとし、その支払い方法については連盟の定める方法により支払うこと。ただし、本連盟からの依頼により開催する大会で、理事会の決定があったものは免除することができるものとする。なお、公認料は世界大会の選手強化費等として活用するものとする。

(1) 複数種別において実施する大会

<支部主催>

AA ランク	総エントリー150名以上	100,000円 (A ランクより高いポイントを付与)
A ランク	総エントリー120名以上	30,000円 (B ランクより高いポイントを付与)
B ランク	総エントリー119名以下	20,000円 (クラス認定級所持選手にポイントを付与)
公認名義のみ		10,000円 (ポイント付与なし)

<支部主催外>

AA ランク	総エントリー150名以上	100,000円 (A ランクより高いポイントを付与)
A ランク	総エントリー120名以上	50,000円 (B ランクより高いポイントを付与)
B ランク	総エントリー119名以下	30,000円 (クラス認定所持選手にポイントを付与)
公認名義のみ		10,000円 (ポイント付与なし)

※総エントリー数、及び公認料の請求金額は、公認大会申請書(申請時)の内容による。

(2) 単独種別において実施する大会 (ボディボードのみ、ロングボードのみの大会等の場合)

<支部主催>

AA ランク	総エントリー96名以上	100,000円 (A ランクより高いポイントを付与)
A ランク	総エントリー64名以上	30,000円 (B ランクより高いポイントを付与)
B ランク	総エントリー63名以下	20,000円 (クラス認定級所持選手にポイントを付与)
公認名義のみ		10,000円 (ポイント付与なし)

<支部主催外>

AA ランク	総エントリー96名以上	100,000円 (A ランクより高いポイントを付与)
A ランク	総エントリー64名以上	50,000円 (B ランクより高いポイントを付与)
B ランク	総エントリー63名以下	30,000円 (クラス認定所持選手にポイントを付与)
公認名義のみ		10,000円 (ポイント付与なし)

※総エントリー数、及び公認料の請求金額は、公認大会申請書(申請時)の内容による。

11. ポイントランキングに付随する事項

- (1) ポイントランキングの対象大会の期間は、原則、ALL JAPAN SURFING GRAND CHAMPIONGAMESの1ヶ月以前に開催されるものとする。
- (2) ランキングカウントの対象試合数は7試合とする。(8試合以上出場した選手は高得点を獲得した上位7試合で算出する。)

12. 役員報酬

主催者は大会役員及び公認ジャッジ等には報酬を支払うほか、交通費及び宿泊費が伴う場合は、実費を負担すること。なお、詳細は事務局に確認すること。

13. 本連盟の協力体制

- (1) 参加者の募集等に対しては、ホームページをはじめ広告媒体への掲載を行い、大会開催への協力を行うこと。
- (2) 公認大会でのポイント獲得制度を確立し、公認大会への参加するメリットの周知を図ること。
- (3) 公認大会においてジャッジペーパー、集計表、賞状等が必要な場合は、事務局より送付すること。
- (4) 公認大会において別表2に定める用品をレンタルすること。ただし、レンタル用品は連盟が所有している範囲内で貸出するものとし、申込みが重複する場合には本連盟が調整する。
- (5) 大会開催にあたっては必要な指示や助言等を行い、円滑な運営が行われるよう協力すること。

14. 大会の告知

大会の告知・広告物(ポスター、発行物等)、募集用紙(エントリー用紙)には「NSA公認大会」と明記し、連盟ロゴマークを掲載すること。

15. その他

大会運営の指導・助言、または、選手ポイントを管理するために、本部役員等を派遣する場合がある。

この場合には、当役員用の監視及び作業等の場所を確保すること。

重複申請承認の基準について

主催大会、公認大会、検定テスト等と連盟の承認を要する事業が増えています。特に、繁忙期においてはこれらの事業の重複申請がなされ、承認にあたってはトラブルが生じることも見受けられるようになってきました。

このようなことから、重複申請にあたっては一定の基準をもって承認をすることが必要となっており、以下のとおり基準を定めるものです。

1. 各事業の重複の基準

		重複申請事業			備考
		公認大会	検定テスト	体験スクール	
主催大会		×	×	×	
承認済事業	公認大会	△*1	△*2	○	申請は3ヶ月前
	検定テスト	△*2	△*2	○	申請は原則2ヶ月前
	体験スクール	○	○	○	申請は原則1ヶ月前 *3

*1 (1) 公認申請する場合には連盟事務局へ連絡し、現在の申請状況等を把握し、事前に日程調整に配慮すること。また、公認申請が同地区で重複した場合には、主催者間で調整を図ること。

(2) 公認申請は必ず大会開催日の3ヶ月前までに行うこと。ただし申請日から開催日まで3ヶ月以内の場合、大会申請は可能とするが、他大会とのバッティングは不可とする。

(3) AA ランク大会開催のバッティングは同日2大会を上限とし、公認するものとする。

(4) 原則、予備日も含め連盟主催大会との開催日のバッティングは禁止とする。

*2 重複申請事業の開催地が同じ都府県でないこと。ただし、離島開催はこの限りでない。

*3 体験スクールは公認大会内での開催は不可です。

2. 各事業の重複の可否決定等

(1) 承認済となっていない事業が複数ある場合については、先に申請されたものを優先とする。

(2) 各事業の重複決定は表を原則とするが、止む得ない事情等がある場合には、理事会の議決により開催を承認することができる。

公認大会におけるレンタル用品

品 名	備 考
エリアフラッグ 2セット (白4枚)	次の大会のために、洗濯乾燥してから返送してください
タイムフラッグ 1セット (赤・黄・青3枚)	//
ゼッケン 必要セット数 (5色)	//

1. 公認大会においては、上記の用品を貸し出します。ただし、レンタル用品は本部が所有している範囲内で貸し出しますので、申込みが重複する場合には要望に応えられない場合があります。
2. 次週の大会で使用することがありますので、大会終了後には速やかにご返送ください。
3. レンタル料はありませんが、返送する場合の送料は主催者側でご負担ください。